

具体的施策
<p>ア 国連の諸活動への協力</p> <p>・国連の諸活動への協力</p> <p>第 4 回世界女性会議のフォローアップにおいて中心的役割を果たす「国連婦人の地位委員会」及び「女子差別撤廃委員会」への積極的な参加又は貢献、国連婦人開発基金（UNIFEM）等への拠出等の協力を推進する。</p> <p>国連開発計画（UNDP）等の行う開発途上国の女性支援活動に対する協力を推進する。</p> <p>教育分野については、国連教育科学文化機関（UNESCO）の活動に参加・協力することにより、アジア・太平洋地域における女性の識字の普及を促進する。</p> <p>今後開催が想定される世界女性会議等における国際的行動計画策定に向け、積極的に貢献していく。</p> <p>イ WID / ジェンダーの推進</p> <p>OECD / DAC が策定した「ジェンダー平等 / WID 指針」を踏まえ、男女の均等な開発への参加とそこからの受益を確保し、被援助国における男女共同参画の促進を図るため、WID / ジェンダーの観点から社会全体の持続可能な経済・社会開発を目指していく。</p> <p>・WID イニシアティブの推進</p> <p>WID イニシアティブの 3 つの重点各分野について次のような目標を立て協力を進める。</p> <p>[教育]</p> <p>西暦 2005 年までに、開発途上国における 6 歳から 11 歳までの男女格差をなくし、また、西暦 2010 年までに開発途上国の 6 歳から 11 歳までの女子のほぼ全員が男子と同様に学校教育を受けられることを目指す努力を支援する。</p> <p>具体的には、例えば女子教育の教科書・教材の作成・普及、教員の養成、女子教育、訓練のための施設、設備の整備、成人女性の識字教育の促進等に対する支援を行う。</p> <p>[健康]</p> <p>西暦 2010 年までに、妊産婦死亡率（出生 10 万人当たりの妊産婦の死亡者数）を 200 以下に下げることを目指す努力を支援する。また、出産に対する圧力を軽減するという観点から、2015 年までに、乳児死亡率（出生 1,000 人当たりの 1 歳未満の子どもの死亡者数）を 35 以下に下げることを目指す努力を支援する。</p> <p>具体的には、例えば基礎保健医療体制の整備・強化、母子保健サービスの強化（乳幼児の健康診断、予防接種、栄養相談）、家族計画の普及、基礎データの整備能力の向上等を推進する。</p> <p>[経済・社会活動への参加]</p> <p>女性のための適正技術の研修・訓練の場の提供、女性の労働環境の改善、女性問題関連の法律、制度の整備のための協力をを行う。また、経済活動への女性の参加を促進する上で、女性の起業家が多い零細企業の育成を支援していくことが有益であるため、このような女性に対する支援制度の導入を支援し、また、資金協力等の積極的支援を行う。</p> <p>具体的には、例えば組織化のための助言、指導（例：機材供与や貸付けの対象となり得る同業組合の設立）零細企業の育成、その他経済・社会活動への参加に資する機材供与、零細企業に対する支援制度への資金協力等を推進する。</p>

・W I D 推進体制の充実

W I D イニシアティブの推進に当たっては、援助の形成、決定、実施及び評価への女性の参画を促進する。このため、援助機関従事者のW I D / ジェンダーに対する認識を強化し、また、大使館におけるW I D 担当者の指名やガイドライン、手引書の活用などにより実施体制の充実を図る。

・N G O 等との連携・協力の強化

W I D イニシアティブの推進に当たっては、開発途上国及び他の援助国、国際機関、N G O とも協力しつつ、W I D 分野の開発援助の拡充に一層努める。個別の援助案件の企画、実施、モニタリング、評価及びフォローアップについては、N G O の一層の参加を検討する。

また、国際ボランティア貯金の寄附金、草の根無償資金協力、N G O 事業補助金等、様々な枠組みを活用して、N G O を通じて開発途上国の女性の自立を促進する等各種の事業を支援していく。

ウ 女性の平和への貢献

・平和を推進する国際機関等への貢献

平和を推進するための国際機関及び国連平和維持活動への協力を推進するとともに、N G O を支援する等により紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。また、紛争時において最も支援を必要とするのは女性や児童であることを考慮し、国連難民高等弁務官（U N H C R ） 国連児童基金（U N I C E F ） 等の人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。

エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

国際分野における政策・方針決定の場において、女性が積極的な役割を果たし、地球社会の平等・開発・平和に貢献できるよう、国際機関、国際会議への女性の参加を推進する。

オ 国際交流・協力の推進

・あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

女性に関する国際交流、国際協力を促進し、国を越えた相互の信頼や友好・協力関係を増進するため、平和、安定の基礎となる情報交換・人事交流について、国・地方公共団体、N G O などそれぞれのレベルで充実を図る。また、特に国際レベルにおける女性関係情報ネットワークづくりに積極的に協力するとともに、女性に関する国際協力事業の一層の推進に努める。

・環境問題に関する国際協力等の取組の推進

「アジェンダ 21」及び「『アジェンダ 21』行動計画」を踏まえ、環境問題に関する国際協力については、事業の実施が女性と男性に対してそれぞれどのような影響を与えるかに関して十分配慮するとともに、事業の各段階における意思決定過程への女性の参画を促進する。

・女性の教育分野における国際交流・協力の支援

女性教育団体、国立女性教育会館や各地の女性教育関連施設等における国際交流・協力事業を支援する。